

審査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にチェックする。(請負者から提出を受け評価を行う)

(総括監督員)

審査項目	細別	a □ 優れている。	a' □ bより優れている。	b □ やや優れている。	b' □ cより優れている	c ■ 他の評価に該当しない
6.社会性等	I.地域への貢献等					
		<input type="checkbox"/> 1.景観への配慮が求められる地区において、現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 2.定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 3.地域生活に密着したゴミ拾い(自治会等による清掃活動)、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 4.地域が主催するイベント(前記3を除く)へ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図り、上下水道事業のPRにも貢献した。 <input type="checkbox"/> 5.災害時などにおいて、地域への支援又は行政による救援活動に積極的に協力を行った。 <input type="checkbox"/> 6.周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。(前記対象項目以外のものがあれば評価対象とする。) <input checked="" type="checkbox"/> 7.その他 理由: 完全週休2日の達成 <input type="checkbox"/> 該当項目なし				
		1~8のうち該当項目が5項目以上.....a	1~8のうち該当項目が4項目.....a'	1~8のうち該当項目が3項目.....b	1~8のうち該当項目が2項目.....b'	1~8のうち該当項目が1項目以下.....c
		<p>注1) 「完全週休2日」を達成し、評価対象となった場合は、「7. その他」の項目にチェックを入れ、理由の欄に「完全週休2日の達成」と記載する。</p> <p>注2) 「完全週休2日」以外を達成しても評価しない。判定する際は、十分に注意すること。</p>				

※1. 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

<工事成績評定の評価方法の原則>

- ① 「6. 社会性等 I. 地域への貢献等 7. その他」において評価する。
- ② 減点はしない。

考查項目別運用表

【記入方法】該当する項目の□にチェックする。

(総括監督員)

法令遵守等の該当項目一覧表

7.法令遵守等

上下水道局発注工事における工事事務報告対応会議(内規)に基づき、工事事務報告対応会議を開催。その後、工事事務報告対応会議協議結果報告書を作成し、副局長決定を受け、その写しを(上下水)総務課に提出。下記は会議結果に基づき減点を実施してください。

○工事事務等における減点

	点 数	
<input type="checkbox"/> 1.入札参加停止3ヶ月以上 (−20点)	0 点	<input type="checkbox"/> 該当項目なし
<input type="checkbox"/> 2.入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満 (−15点)	0 点	
<input type="checkbox"/> 3.入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満 (−13点)	0 点	
<input type="checkbox"/> 4.入札参加停止2週間以上1ヶ月未満 (−10点)	0 点	
<input type="checkbox"/> 5.文書注意(所属長通知) (−8点)	0 点	
<input type="checkbox"/> 6.文書注意(監督員からの打合せ簿指示、又は通知) (−5点)	0 点	
<input type="checkbox"/> 7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、監督員からの口頭注意に留まる場合。(不問で処分した案件・もらい事故や交通事故は含まない。)(−3点)	0 点	<input type="checkbox"/> 総合評価対象外
<input type="checkbox"/> 8.総合落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった。(−10点)	0 点	
<input checked="" type="checkbox"/> 9.その他	-2 点	
減点小計	-2 点	

下欄の所見(総括監督員)も必ず記入してください。

- ① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
- ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
- ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。
- ④ 総合落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8.の項目で減ずる措置を行う。(−10点)

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚為の事実が判明した。
- 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に承継した。
- 3.使用人等に関する労働条件に問題があり送検等された。
- 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10.下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14.安全管理の処分が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

15.その他

理由: 受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られず、実際に取組もされなかった(−2点)

注1) 「週休2日」の取組意欲が認められない場合は、「9. その他」の項目にチェックを入れ、点数欄に「−2」と入力する。

注2) 上記で−2点の評価を行う場合は、「15. その他」の項目に以下のとおり記入する。「受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られず、実際に取組もされなかった(−2点)」